

ふるさと納税、10月からどうなる？

制度本来の目的への回帰 & 適正化の流れ

令和5年、6年に続いて令和7年においてもこの10月からふるさと納税制度の改正が行われます。

制度設立以来ですが、特に最近はポイント競争によって「寄附がお得かどうか」が前面に出すぎる傾向がありました。

今回そのような流れからの方向転換を目的として、「地域への応援」という本質を重視する制度設計へと改正されます。

1. ポイント還元の全面禁止

現行の制度ではふるさと納税の寄付金額によって仲介サイト（楽天ふるさと納税・ふるなび・さとふる・ふるさとチョイス等）から寄付者に対し数パーセントから場合によっては数百パーセントのポイントが還元され実質的に寄付金負担を軽減するものとなっています。

この仲介サイトから寄附者へのポイント付与が、2025年10月1日から全面的に禁止されます。

従来どおりに仲介サイトからのポイント還元を受けるためには令和7年年9月30日までに完了する必要があります。

モッピーやハピタスといったポイントサイトを経由してのポイント還元も全面禁止となります。



2. クレジットカードの通常ポイントは継続の見込み

ポータルサイトの独自ポイント付与は禁止されますが、クレジットカードの通常還元ポイント（例：楽天カードの1%還元など）は継続される見通しです。

3. 返礼品に関する「地場産品基準」の明確化・強化

自治体が用意する返礼品について地場産品基準の明確化が進み、次のような点が制度化されます

区域外で製造された加工品でも、その原材料が区域内100%生産されたものであれば返礼品と認められる。

付加価値の50%以上が地域内で生み出されていることを証明・公表する必要がある。

ゆるキャラグッズなどについては、自治体広報としての実績や計画が要件になる。

体験型返礼品（例：買物券など）は、地域との強い関連性を持つことが条件。



これにより従来はその自治体の返礼品であった品物等が、10月1日以降は対象外となるものが出てくる可能性がありますので注意が必要です。

「今やっておくべきこと」は？

では今私たちは何をやっておくべきでしょうか？今すぐにご紹介を以下にご紹介します。

ポイント	対応内容
9月までの ポイント還元	ポータルサイト（「ふるなび」など）経由でポイント還元を活用したい場合は、令和7年9月30日までに寄付を完了しましょう。
控除上限額の確認	9月までに寄付を完了させポイントを最大限に活用するためには、正確な控除限度額の把握が必須です。ネット上のシミュレーター等で計算を行い控除限度額の上限・適切な寄付額を確認してください。また、当年より基礎控除や給与所得控除などの引き上げが行われるため、課税所得が減少し、結果的に僅かではありますがふるさと納税の控除上限額が下がる可能性があるためご注意ください。
返礼品の 在庫・配送に注意	この改正により、仲介サイトへの駆込みが予想されます。人気商品は在庫切れや配送遅延の可能性があるようですので早めの選択・確保をおすすめします。
カード会社のキャンペーンを上手に 利用	例えば楽天カード決済では「5と0のつく日」については上乗せでポイントが取得できるようですし、PayPayでも「超 PayPay 祭」など特定日に寄付をすることで還元率が大幅にアップするようです。

ご自身の控除上限額を既にご存知の方、サイト等でほしい返礼品を具体的に決めている方は、9月中の寄付を検討されてはいかがでしょうか？

今月が仲介サイトによるポイント還元の最終月ということもあり、各社挙って大規模キャンペーンを行っているようです。そのためのランキングサイトもありますので、ぜひお得なふるさと納税をお楽しみください。

ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。



No131 令和7年9月8日発行 【担当】熊本オフィス：上田 隆行



税理士法人 昂

【熊本オフィス】

〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL 096-342-6307 FAX 096-342-6308

【筑紫野オフィス】

〒818-0023 福岡県筑紫野市大字若江509-2階
TEL 092-555-9205 FAX 092-555-9206